

浜松市教育委員会会議次第

令和6年1月23日（火）

14時00分

教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の報告及び承認

3 会議録署名人の決定（安田委員、神谷委員）

4 会期の決定

5 議 事

（1）議 案

【意見聴取案件】※非公開

第1号議案 令和5年度2月補正予算（案）の議会提案について

第2号議案 令和6年度当初予算（案）の議会提案について

第3号議案 浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正の議会提案について

（教職員課）

第4号議案 浜松市教育センター条例の一部改正の議会提案について（教育センター）

【議決案件】

第5号議案 浜松市かわな野外活動センター条例施行規則及び浜松市博物館条例施行規則の一部改正について（指導課、文化財課博物館）

（2）報 告

ア 令和6年度採用 浜松市立小中学校教員採用選考試験の結果について（教職員課）

イ 第16回キャリア教育優良教育委員会、学校及びPTA団体等文部科学大臣表彰について（教育総務課）

ウ 令和5年度幼稚園教諭・保育士採用試験結果について（令和6年度採用）

（幼児教育・保育課）

エ 浜松市立西図書館の移転案について ※非公開

（中央図書館）

6 閉 会

第 5 号 議 案
令和 6 年 1 月 2 3 日 提 出

浜松市かわな野外活動センター条例施行規則及び浜松市博物館条例施行規則
の一部改正について

浜松市かわな野外活動センター条例施行規則及び浜松市博物館条例施行規則の一部を
改正する規則を次のように定める。

教育長 宮 崎 正

浜松市かわな野外活動センター条例施行規則及び浜松市博物館条例施行規
則の一部を改正する規則（案）

（浜松市かわな野外活動センター条例施行規則の一部改正）

第 1 条 浜松市かわな野外活動センター条例施行規則（昭和 6 0 年浜松市教育委員会規
則第 7 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">（利用料金の減免）</p> <p>第 6 条 条例第 7 条に規定する特別の理由が あると認める場合は次の各号に掲げる場合 とし、その減免の割合は当該各号に定める ものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 地区コミュニティ協議会（<u>地域の振興 及び地域の課題の解決を図ることを目的 とする団体のうち委員会が別に定めるも のをいう。</u>）が利用する場合 免除</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p style="text-align: center;">（利用料金の減免）</p> <p>第 6 条 条例第 7 条に規定する特別の理由が あると認める場合は次の各号に掲げる場合 とし、その減免の割合は当該各号に定める ものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 地区コミュニティ協議会（<u>浜松市区及 び区協議会の設置等に関する条例（平成 1 8 年浜松市条例第 7 8 号）第 2 9 条第 1 項の規定により認定された団体をい う。</u>）が利用する場合 免除</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（浜松市博物館条例施行規則の一部改正）

第 2 条 浜松市博物館条例施行規則（昭和 5 4 年浜松市教育委員会規則第 3 号）の一部
を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用料の減免)</p> <p>第6条の2 条例第9条に規定する使用料について、条例第11条に規定する特別の理由があると認める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その減免の割合は当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 地区コミュニティ協議会（<u>地域の振興及び地域の課題の解決を図ることを目的とする団体のうち委員会が別に定めるものをいう。</u>）が利用する場合 免除</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第6条の2 条例第9条に規定する使用料について、条例第11条に規定する特別の理由があると認める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その減免の割合は当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 地区コミュニティ協議会（<u>浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例（平成18年浜松市条例第78号）第29条第1項の規定により認定された団体をいう。</u>）が利用する場合 免除</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和6年2月1日から施行する。

(第5号議案の説明資料)

指導課
文化財課

浜松市かわな野外活動センター条例施行規則及び浜松市博物館条例施行規則
の一部改正について

(提案理由)

浜松市協働センター条例施行規則（平成24年浜松市規則第102号）の改正に伴い、浜松市かわな野外活動センター条例施行規則及び浜松市博物館条例施行規則の一部を改正するものです。

(改正内容)

第1条 浜松市かわな野外活動センター条例施行規則の一部改正

規則第6条第1項第4号 地区コミュニティ協議会の定義を、浜松市協働センター条例施行規則の改正に伴い改めるものです。

第2条 浜松市博物館条例施行規則の一部改正

規則第6条の2第1項第4号 地区コミュニティ協議会の定義を、浜松市協働センター条例施行規則の改正に伴い改めるものです。

(施行期日)

この規則は、令和6年2月1日から施行するものです。

令和6年度採用(令和5年度実施) 浜松市立小・中学校教員採用選考試験結果

教職員課 採用管理担当

(単位:人)※倍率を除く

区分・教科		志願者数	受験者数 A	併願 ※1 B	選考人数 C=A+B	1次 合格者数	2次 合格者数 D	実質倍率 ※2 E=C/D
小学校		245	232	33	265	155	92	2.9
中学校	国語	34	32	1	33	20	8	4.1
	社会	70	64	8	72	22	7	10.3
	数学	39	38	8	46	24 (22)	9 (8)	5.1 (5.8)
	理科	26	23	6	29	19	7	4.1
	音楽	15	14	3	17	10	3	5.7
	美術	7	5	0	5	3	0	—
	保健 体育	95	85	5	90	24	6	15.0
	技術	2	2	0	2	2	1	2.0
	家庭	6	6	1	7	6	3	2.3
	英語	29	27	3	30	19	9	3.3
	計	323	296	35	331	149 (147)	53 (52)	6.2 (6.4)
小中合計		568	528	68	596	304 (302)	145 (144)	4.1 (4.1)
発達 支援 推進 教員	小学校 発達	14	13	17	30	15	6	
	中学校 発達	9	8	3	11	7	0	
	計	23	21	20	41	22	6	6.8
養護教諭		58	57		57	22	4	14.3
合計		649	606	88	694	348 (346)	155 (154)	4.5 (4.5)

※1 「併願」は、併願受験者の第2希望者数

※表中()内は10月教育委員会報告時

※2 「実質倍率」は、選考人数÷2次合格者数

第16回キャリア教育優良教育委員会、学校及びPTA団体等 文部科学大臣表彰について

教育総務課

浜松市立東小学校、浜松市立東部中学校が受賞しましたので報告します。

1 表彰制度の概要

子供たちの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通してキャリア発達を促す「キャリア教育」の充実発展を目的として、教育委員会、学校及びPTA団体等のキャリア教育における取組を奨励・普及するため、平成18年度に文部科学省が創設した表彰制度

2 受賞団体（学校の部）

（1）浜松市立東小学校

《取組概要》

- ・ 系統的・組織的なキャリア教育の実践
- ・ 学校運営協議会や保護者との連携
- ・ 地域と共に地域課題解決を図る活動の充実



【自治会長に町の歴史について話を伺っている様子】

（2）浜松市立東部中学校

《取組概要》

- ・ 基礎的・汎用的能力を「わたしたちに必要な4つの力」として明示、生徒・教員・保護者・地域企業等と共有
- ・ 「総合的な学習の時間」を核としたキャリア教育の推進
- ・ 地元企業と連携したキャリア教育の展開



【「地域探究プログラム」での発表の様子】

3 参 考

（1）全国の受賞状況

- ・ 教育委員会の部：8教育委員会
- ・ 学 校 の 部：103校(小学校23校、中学校40校、高等学校33校 ほか)
- ・ 団 体 の 部：4団体

（2）過去の浜松市立小中学校受賞状況

- ・ 小学校3校：元城小(H23)、双葉小(H24)、三方原小(R3)
- ・ 中学校5校：引佐北部中(H22)、八幡中(H23)、笠井中(H28)、富塚中(H30)、細江中(R4)

令和5年度 幼稚園教諭・保育士採用試験結果について(R6年度採用)

人事委員会
幼児教育・保育課

選考区分 (採用予定日)	申込者数	1次		2次		3次		倍率 (A)/(B)	合格者 数合計
		受験者数 (A)	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	最終 合格者数 (B)		
Ⅱ類 (R6.4.1)	43	35	32	32	27	24	21	1.67	23
Ⅳ類 (R6.4.1)	7	6	6	6	2	2	2	3.00	

Ⅱ類：平成7年4月2日以降に生まれた人(28歳まで)で、令和5年3月までに免許状・資格を取得見込みの人
Ⅳ類：昭和38年4月2日以降に生まれた人(60歳まで)で、職務経験が5年以上の人

☆参考：過去の実績

選考区分 (採用日)	申込者数	1次		2次		3次		倍率 (A)/(B)	合格者 数合計
		受験者数 (A)	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	最終 合格者数 (B)		
Ⅱ類 (R5.4.1)	35	30	30	30	22	22	18	1.67	21
Ⅳ類 (R5.4.1)	3	3	3	3	3	3	3	1.00	
Ⅱ類 (R4.4.1)	52	44	36	34	29	29	22	2.00	23
Ⅳ類 (R4.4.1)	12	9	4	4	1	1	1	9.00	
Ⅱ類 (R3.4.1)	55	51	36	33	28	27	24	2.13	29
Ⅳ類 (R3.4.1)	19	17	10	10	5	5	5	3.40	
Ⅱ類 (R2.4.1)	54	44	32	28	19	18	17	2.59	17
Ⅳ類 (R2.4.1)	16	15	4	4	1	1	0	—	
Ⅱ類 (H31.4.1)	66	60	44	38	31	27	25	2.40	27
Ⅳ類 (H31.4.1)	17	15	6	6	2	2	2	7.50	
Ⅱ類 (H30.4.1)	70	64	51	47	31	29	28	2.29	32
Ⅳ類 (H30.4.1)	15	14	7	7	4	4	4	3.50	
Ⅱ類 (H29.4.1)	90	79	55	47	31	27	24	3.29	28
Ⅳ類 (H29.4.1)	20	20	8	8	4	4	4	5.00	

